

## 農業経営法人化支援事業（法人化）補助金交付要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、鳥取県農業経営者サポート協議会（以下「協議会」という。）が、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成30年3月29日付け29経営第3471号農林水産事務次官依命通達）（以下「実施要綱」という。）に基づいて行う農業経営者総合サポート事業（以下「サポート事業」という。）のうち、農業経営法人化支援事業（法人化）に係る補助金の（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

### 第2 交付目的

農業経営の基盤強化、人材確保、円滑な事業承継等多様な経営課題を解決するために法人化した経営体または集落営農組織に対し、法人化の取組に要した経費を支援することにより、担い手の持続的な農業経営の確立や地域農業の維持発展を図ることを目的とする。

### 第3 交付対象者

本事業の交付対象者は、次の1から3の要件を全て満たした組織経営体とする。

- 1 農業経営者サポート事業による経営相談・診断を踏まえて設立された法人であること。
- 2 構成員が複数戸であること。
- 3 次のいずれかに該当すること。
  - (1) 複数戸により設立された法人又は法人同士により設立された法人であって、地域から農地の利用権設定等を受けている、又は地域から雇用していること。
  - (2) 集落等を単位とした農作業受託組織（法人を除く。）を基礎として設立された法人であること（農作業受託組織を経ることなく設立された法人にあっては、今後とも集落等を単位とした農地の受け手として活動していくことが確実と見込まれること。）
  - (3) 複数の集落営農法人が合併して新に設立された法人であること。

### 第4 交付対象の経費及び補助金の額

- 1 交付対象となる経費は、以下に掲げるものとする。
  - (1) 農業経営の法人設立に必要な定款の認証料
  - (2) 印紙税・登録免許税、雑役務費（手数料、印紙代等）
  - (3) 司法書士等専門家に要する経費（謝金、旅費）
  - (4) 印刷製本費、会場借料、消耗品費
- 2 補助金の額は、定額40万円とする。

## 第5 交付の手續

- 1 交付対象者は、別紙様式第8号に定める「農業経営法人化支援事業補助金交付申請書(法人化)」(以下「交付申請書」という。)を作成し、次に掲げる書類を添付して協議会に提出する。
  - (1) 登記事項証明書(または履歴事項全部証明書)
  - (2) 定款の写し
  - (3) 構成員名簿
  - (4) 集落営農法人以外は、上記に加え、地域からの農地の利用権設定等や雇用を証するもの(農地台帳、雇用契約書の写し等)
- 2 協議会は、1により交付対象者から提出のあった交付申請書及び添付書類の内容を確認し、当該交付対象者が第3に定める要件を満たす場合には、交付決定を行い、交付対象者に対し、別紙様式第9号に定める「農業経営法人化支援事業補助金交付決定書(法人化)」(以下「決定通知」という。)により通知する。

なお、中山間地農業ルネッサンス事業の対象地域(中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱の第3の3に規定する地域をいう。)において支援対象となっている交付対象者に対しては、優先的に交付決定することとする。
- 3 決定通知された交付対象者は、別紙様式第14号に定める「法人化支援事業補助金支払請求書」(以下「請求書」という。)により協議会へ補助金の支払を請求する。
- 4 協議会は3により提出された請求書に基づき、事業実施年度の3月31日までに交付対象者に補助金を交付する。

## 附則

この要綱は、平成30年9月27日から施行する。